

一般社団法人東京都北区サッカー協会 役員報酬・役員経費計算および支払いに関する規程

(理事会出席に対する報酬および経費)

第1条 この法人の理事・監事が理事会に出席することに対する報酬は、ありません。

- 2 ただし、理事会出席に際し理事および監事が出席した際の交通費は、その理事会が東京都北区内で行われた場合、一律 1000 円を支給することとします。

(理事報酬の算定)

第2条 この法人の代表理事と業務執行理事には、以下の算定基準を適用し、報酬を支払うこととします。(1日あたり 5000 円の日当計算で、1日は、8時間労働を基準として算定します。)

- ① 年間 24 日以上稼働する役員には、年額 12 万円の報酬を支払う
 - ② 年間 18 日以上 23 日以下稼働する役員には、年額 9 万円を支払う
 - ③ 年間 12 日以上 17 日以内稼働する役員には、年額 6 万円の報酬を支払う
 - ④ 年間 6 日以上 11 日以下稼働する役員には、年額 3 万円の報酬を支払う
 - ⑤ 年間 3 日以上 5 日以下稼働する役員には、年額 1 万 5000 円の報酬を支払う
- 2 前項の規定にかかわらず、この報酬を辞退することを可能とします。

(監事の報酬)

第3条 税理士・会計士・弁護士・司法書士である監事の業務報酬は、年間一律 2 万円とします。

- 2 前項に定めた資格を有しない監事の業務報酬は、年間一律 1 万 5000 円とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この報酬を辞退することを可能とします。

(役員報酬額の決定方法)

第4条 第2条および第3条の役員報酬算定基準により算出した額の総額が、別に定める協会予算の総額以内の場合はそのままとし、総額が協会予算を超える場合は、協会予算を分母として縮小した額を各人に支給することとします。

(役員報酬の支払い方)

第5条 役員報酬は、年額を一回払いとします。

(非常設委員会の経費)

第6条 非常設委員会の委員に対しては、報酬を支払いませんが、委員会出席に対して交通費として一律 1 回 1000 円を支払うほか、会場費および調査や資料作成のための費用は、実費を支払います。

(規律・裁定委員会の経費)

第7条 規律・裁定委員会の委員に対しては、報酬を支払いませんが、委員会出席に対して

交通費として一律1回1000円を支払うほか、会場費および調査や資料作成のための費用は、実費を支払います。

(その他の交通費)

第8条 委員会出席以外の業務に対する交通費は、東京都北区内の場合は一律1000円、北区以外の都区内は一律2000円、それ以外の場所への交通費は実費相当を支払います。

(その他の経費)

第9条 その他、役員として業務をおこなった場合の諸経費は、実費相当額を法人本部会計から支払います。

(役員利益相反取引に関する制限)

第10条 この法人の役員また役員の経営する商店・法人また家族・親族など特別な関係にある者との法人が利益相反取引をおこなう場合は、当該役員を除いた理事会の決議を必要とします。

(規程の改正)

第11条 この規程を改正するためには、総会の決議を必要とします。

附則 この規程は2019年4月1日より適用します。